

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第7条第1項の規定に基づき、令和7年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の令和7年度における調達の目標

令和7年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日変更閣議決定。以下「基本方針」という。))に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類(7品目)

【情報用紙】 ・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用 塗工紙 【印刷用紙】 ・塗工されていない印刷用 紙 ・塗工されている印刷用紙 【衛生用紙】 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類(85品目)

・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

・ 定規 ・ トレー ・ 消しゴム ・ ステプラー(汎用型) ・ ステプラー(汎用型以外) ・ ステプラー針リムバー ・ 連射式クリップ(本体) ・ 事務用修正具(テープ) ・ 事務用修正具(液状) ・ クラフトテープ ・ 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) ・ 両面粘着紙テープ ・ 製本テープ ・ ブックスタンド ・ ペンスタンド ・ クリップケース ・ はさみ ・ マグネット(玉) ・ マグネット(バー) ・ テープカッター ・ パンチ(手動) ・ モルトケース (紙めくり用スリッケース) ・ 紙めくりクリーム ・ 鉛筆削(手動) ・ OAクリーナー(ウェットタイプ) ・ OAクリーナー(液タイプ) ・ ダストブロワー ・ レターケース ・ メディアケース ・ マウスパッド ・ OAフィルター(枠あり) ・ 丸刃式紙裁断機 ・ カッターナイフ ・ カッティングマット ・ デスクマット ・ OHPフィルム ・ 絵筆 ・ 絵の具 ・ 墨汁 ・ のり(液状) (補充用を含む。) ・ のり(澱粉のり) (補充用を含む。) ・ のり(固形) (補充用を含む。) ・ のり(テープ) ・ ファイル ・ バインダー	
---	--

・ ファイリング用品 ・ アルバム （台紙を含む。） ・ つづりひも ・ カードケース ・ 事務用封筒（紙製） ・ 窓付き封筒（紙製） ・ けい紙 ・ 起案用紙 ・ ノート ・ パンチラベル ・ タックラベル ・ インデックス ・ 付箋紙 ・ 付箋フィルム ・ 黒板拭き ・ ホワイトボード用レーザー ・ 額縁 ・ テープ印字機等用セット ・ テープ印字機等用テープ ・ ごみ箱 ・ リサイクルボックス ・ 缶・ボトルつぶし機 （手動） ・ 名札（机上用） ・ 名札 （衣服取付型・首下げ型） ・ 鍵かけ（フックを含む。） ・ チョーク ・ グラウンド用白線 ・ 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等（12 品目）

・ いす ・ 机 ・ 棚 ・ 収納用什器（棚以外） ・ ローパーティション ・ コートハンガー ・ 傘立て ・ 掲示板 ・ 黒板 ・ ホワイトボード ・ 個室ブース ・ ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	--------------------------------------

4. 画像機器等(10品目)

・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機については、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。)
--	--

5. 電子計算機等(4品目)

・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	-------------------------------------

6. オフィス機器等(5品目)

・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	-------------------------------------

7. 移動電話等(3品目)

・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	-------------------------------------

8. 家電製品(6品目)

・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫について、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。)
---	---

9. エアコンディショナー等(4品目)

・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (業務用エアコンディショナーについては、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。)
---	--

10. 温水器等(4品目)

・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (ガス温水機器及び石油温水機器については、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。)
--	---

11. 照明(3品目)

・LED照明器具 ・LEDを光源とした内照式表示灯 ・電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (LED照明器具(投光器、防犯灯を除く。))については、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。)
--	--

12. 自動車等(8品目)

・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタについては、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。) ※必要となる車種が限定される場合で基準を満たす物品等の調達が困難となる場合には、当機構の業務・事業の継続を確保するため、特定調達物品の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応する。
・乗用車用タイヤ	基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。
・2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

13. 消火器(1品目)

・消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	---------------------------------

14. 制服・作業服等(4品目)

・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	-------------------------------------

15. インテリア・寝装寝具(11品目)

・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タフテッドカーペット ・タイルカーペット ・織じゅうたん ・ニードルパンチカーペット ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 (タイルカーペットについては、基準値 2 の基準を満たす物品の調達目標は 100%とし、可能な限り基準値 1 の基準を満たす物品の調達を推進する。)
---	--

16. 作業手袋(1品目)

・作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
---	----------------------------------

17. その他繊維製品(7品目)

・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	--------------------------------------

18. 設 備(11品目)

・太陽熱利用システム (公共・産業用) ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水機器 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム	調達の予定はない。
・太陽光発電システム (公共・産業用) ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

19. 災害備蓄用品(11 品目)

・ 災害備蓄用飲料水 ・ アルファ化米 ・ 保存パン ・ 乾パン ・ レトルト食品等 ・ 栄養調整食品 ・ フリーズドライ食品 ・ 備蓄用作業服 ・ 非常用携帯燃料 ・ 携帯発電機 ・ 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 (災害備蓄用飲料水については、基準値 2 の基準を満たす物品の調達目標は 100%とし、可能な限り基準値 1 の基準を満たす物品の調達を推進する。)
--	--

20. 公共工事(70 品目)

公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、令和 6 年度は、以下の資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する。

(資材)

・ 建設汚泥から再生した処理土	再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・ 土工用水砕スラグ	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、盛土材などにおいて、その使用を推進する。
・ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、橋りょう工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
・ フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、橋りょう工事におけるケーソンの中詰め材において、その使用を推進する。
・ 地盤改良用製鋼スラグ	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、サンドコンパクションパイルの地盤改良材において、その使用を推進する。
・ 高炉スラグ骨材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・ フェロニッケルスラグ骨材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・ 銅スラグ骨材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・ 電気炉酸化スラグ骨材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を増進する。
・ 再生加熱アスファルト混合物	再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、工事用道路等におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・ 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・ 中温化アスファルト混合物	再生骨材を使用できない場合において、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。
・ 鉄鋼スラグ混入路盤材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。

・再生骨材等	再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位などにおいて、積極的にその使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
・間伐材	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、植栽工事における支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。
・高炉セメント	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。なお、高炉セメントを用いた生コンクリートも対象とする。
・フライアッシュセメント	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。なお、フライアッシュセメントを用いた生コンクリートも対象とする。
・エコセメント	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物において、その使用を推進する。
・透水性コンクリート	建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位等において、その使用を推進する。
・鉄鋼スラグブロック	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・下塗用塗料(重防食)	鋼構造物の防錆塗装として、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	調達の予定はない。
・高日射反射率塗料	建築工事の屋根、屋上等の塗装工事において、その使用を推進する。
・高日射反射率防水	建築工事の屋根、屋上等の防水工事において、その使用を推進する。
・再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)等に基づき、安全性の確保に留意する。
・再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)等に基づき、安全性の確保に留意する。
・バークたい肥	のり面緑化工などにおいて、その使用を推進する。
・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	供給状況に地域格差があることに留意しつつ、土壌改良工や植栽工事などにおいて、適用条件を考慮した上で、その使用を推進する。
・LED 道路照明	調達の予定はない。
・再生プラスチック製中央分離帯ブロック	調達の予定はない。
・セラミックタイル	供給状況に留意しつつ、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・断熱サッシ・ドア	気温条件等が厳しい場所に建設される建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。
・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板	使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。
・フローリング	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・パーティクルボード	建築工事における内装材などで、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・繊維板	建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・木質系セメント板	建築工事における内装材などで、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・木材・プラスチック再生 複合材製品	建築の外構工事などで、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・ビニル系床材	建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・断熱材	材料の特性に配慮しつつ、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する
・照明制御システム	建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・変圧器	運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事においてその使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・吸収冷温水機	建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・氷蓄熱式空調機器	建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・ガスエンジンヒート ポンプ式空気調和機	建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・送風機	建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・ポンプ	建築設備工事において、適用範囲に留意しつつ、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・排水・通気用再生硬質 ポリ塩化ビニル管	建物の排水管、通気管や擁壁裏込め部の水抜き用排水管などで、供給状況に地域格差があること及び、使用部位、機能的特性に留意しつつ、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・自動水栓	建築設備工事における不特定多数の使用する便所の洗面用または手洗い用の水洗など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

・自動洗浄装置及びその組み込み小便器	建築設備工事における不特定多数の使用する便所などで、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・大便器	建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・再生材料を利用した型枠	土木、建築工事においてコンクリート型枠として、その経済性も考慮して、その使用を推進する。
・合板型枠	供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。

(建設機械)

・排出ガス対策型建設機械	トンネル及び明かり工事における掘削、積込み作業等においてその使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
・低騒音型建設機械	騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域で、その使用を推進する。 調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

(工法)

・低品質土有効利用工法	粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。
・建設汚泥再生処理工法	建設汚泥が発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼動時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設汚泥を再生した処理土及び流動化処理土として、脱水圧力処理又は流動化処理により現場内再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。
・コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼動時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材として現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。
・路上表層再生工法	調達の予定はない。
・路上再生路盤工法	調達の予定はない。
・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	道路等の切土法面や盛土法面においてその使用を推進する。
・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	建築工事の仮設工事の山留工事としてソイルセメント柱列壁工法を採用する場合に、その使用を推進する。

(目的物)

・排水性舗装	調達の予定はない。
・透水性舗装	雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。
・屋上緑化	荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。

21. 役 務(20 品目)

・省エネルギー診断	調達の予定はない。
・印刷	調達を実施する場合は、基準値 2 の基準を満たす物品の調達目標は 100%とし、可能な限り基準値 1 の基準を満たす物品の調達を推進する。
・食堂	調達の予定はない。
・自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
・自動車整備	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・庁舎管理	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・植栽管理	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・加煙試験	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・清掃	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・タイルカーペット洗浄	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・機密文書処理	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・害虫防除	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・輸配送	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・旅客輸送（自動車）	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
・クリーニング	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・飲料自動販売機設置	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・引越輸送	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・会議運営	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
・印刷機能等提供業務	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。

※印刷用紙の調達が困難となる場合には、当機構の業務・事業の継続を確保するため、当の間、調達予定物品の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応する。

22. ごみ袋等(1 品目)

・プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
-------------	---------------------------

Ⅱ. 特定調達物品等以外の令和 7 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

特定調達物品以外の環境物品等を選択する場合は、エコマークやエコリーフ等を参考にし、環境負担の少ない製品の調達に努めることとする。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 本社内に環境物品等の調達推進委員会を引き続き設ける。体制は別紙のとおりとする。
- 2 本調達方針は本社及び全ての地方機関を対象とする。
- 3 調達の実績については、毎年度各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。

- 5 調達する品目に応じて、既存の情報を活用することにより、基本方針で定められた判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 6 昨今の地球温暖化対策の重要性にかんがみ、環境物品等を率先して調達する。

別紙

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構環境物品等調達推進体制

